

災害時業務継続地区整備緊急促進事業

(施設整備事業支援)

平成 28 年度 第 2 回募集要領

■応募受付期間

平成 29 年 1 月 20 日（金）～平成 29 年 2 月 10 日（金）

■問い合わせ先

国土交通省都市局市街地整備課 坂田、山下

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 合同庁舎 3 号館 6F

連絡先 Tel. 03-5253-8111 (内線 32738) Fax. 03-5253-1591

E メール : sakata-y2m4@mlit.go.jp

yamashita-s2dk@mlit.go.jp

＜ 目 次 ＞

0. 災害時業務継続地区整備緊急促進事業（施設整備事業支援） 平成 28 年度第 2 回募集の取扱いについて	0
I. 災害時業務継続地区整備緊急促進事業（施設整備事業支援）の概要	
1. 目的	1
2. 事業内容	
2. 1 対象地区、対象事業	2
2. 2 補助対象経費	3
2. 3 補助率と補助限度額	3
2. 4 施設整備事業計画の策定	4
2. 5 施設整備事業計画の認定	6
2. 6 補助スキーム	9
II. 応募申請、評価・審査、認定について	
1. 応募（申請）について	10
2. 応募された事業計画の評価・審査	12
3. 施設整備事業計画の認定	12
4. 複数年度にまたがる事業の取り扱いについて	12
III. 補助金の交付等	
1. 補助金の交付申請	14
2. 交付決定（交付決定変更も含む）	14
3. 補助事業の計画変更について	14
4. 実績報告及び額の確定について	15
5. 補助金の経理	15
6. 事務フロー図	16
7. 事業中及び事業完了後の留意点	16
7-1 取得財産の管理等	16
7-2 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等	16
7-3 普及・啓発、アンケート、ヒアリングへの協力	16
7-4 情報提供	16
7-5 情報の取り扱い等	17
8. その他	17

【別添資料】

- ・施設整備事業計画認定申請書（別添1 様式1）
- ・施設整備事業計画（別添1 様式2）
- ・施設整備事業計画（別添1 様式2）記入要領
- ・意見書（別添1 様式3）
- ・施設整備事業計画実施フロー（別添2）
- ・災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金交付要綱（別添3）
- ・災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金交付申請等要領（別添3）

0. 災害時業務継続地区整備緊急促進事業（施設整備事業支援）平成 28 年度
第 2 回募集の取扱いについて

国土交通省では、平成 27 年度より「災害時業務継続地区整備緊急促進事業」を創設しており、このうち施設整備事業支援については、要綱に定める要件に該当する施設整備事業計画について国土交通大臣が認定を行い実施することとしております。

I. 災害時業務継続地区整備緊急促進事業（施設整備事業支援）の概要

1. 目的

東日本大震災では、広範囲にわたり停電が発生し、大規模電源に集中して依存する従来型の電力供給におけるリスクが顕在化しました。

一方、自立型のエネルギー源が確保されていた地区ではオフィスや商業施設、一時滞在施設等の業務継続に必要なエネルギーを安定供給することができております。

「国土強靭化計画」においては、「業務・商業地域における地区としての業務継続の取り組みについて推進すること」及び「コーディネーション等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進すること」が挙げられており、とりわけ人口や業務・商業等の都市機能が集積しエネルギーをより高い密度で消費する拠点地区で、災害対応の拠点ともなる地区におけるエネルギー供給不足は、業務継続や災害対応に支障をきたすとともに我が国経済への影響も大きいと考えられます。

このため、こうした地区において、災害時にエネルギーの安定供給が確保される業務継続地区（BCD：Business Continuity District）の構築を支援することにより、国際競争力の強化等を図ることを目的としています。

＜災害時業務継続地区整備緊急促進事業（施設整備事業支援）の支援スキーム＞

本事業は、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構（以下、都市再生機構）、法律に規定する協議会（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第19条第1項に規定する都市再生緊急整備協議会、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第8条第1項に規定する低炭素まちづくり協議会その他法律に規定する地方公共団体を構成員の一部とするもの）、民間事業者等が事業主体となって、防災性の向上が緊急に必要とされている一定の条件を満たす地区において、災害時の業務継続の確保に資する、エネルギーの面的ネットワークを整備する事業が対象となります。

市街地整備と一体となってこれら事業を実施する際、災害時業務継続地区整備緊急促進事業（施設整備事業支援）を受けるためには、地方公共団体、都市再生機構、法律に規定する協議会、民間事業者等は、施設整備事業の実施に関する計画（以下、「施設整備事業計画」という。）を策定し、国の募集に対して応募（申請）を行う必要があります。

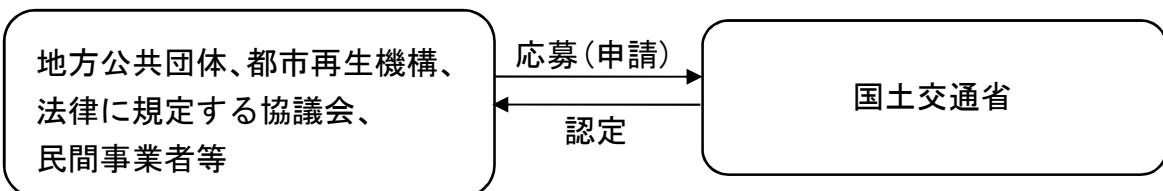
なお、計画策定者が都道府県の場合は、計画にかかる関係市町村の意見を聞く必要があります。

国土交通大臣は、施設整備事業計画に記載された事業実施による効果等を勘案して、要件を満たした事業計画に対し大臣認定を行い、認定を受けた事業計画に位置づけられた交付対象事業に対して支援を行います。

また、平成28年9月には改正都市再生特別措置法が施行され、国際競争力強化の観点から都市再生安全確保計画制度の枠組みにおいてエネルギー供給施設に関する計画や協定制度が法律に位置付けられております。

本施設整備事業の採択や予算の配分にあたっては、上記制度の趣旨に沿った検討がなされているかについても考慮します。

施設整備事業計画策定者



2. 事業内容

2. 1 対象地区、対象事業

災害時業務継続地区整備緊急促進事業は、下記イ. ロ. のいずれかを満たす地域で実施される、施設整備事業計画に定められた事業が対象になります。

- イ. 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域、又は、1日あたりの乗降客数が100万人以上の主要駅周辺（駅から半径1kmの範囲内）にある地区であって、供給先に災害対策基本法（昭和36年11月法律第223号）第2条第5項に基づく指定公共機関および同条第6項に基づく指定地方機関の施設（以下、「指定公共機関等の施設」という。）、「医政発0321第2号災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年厚生労働省医政局長通知）に規定する災害拠点病院（以下、「災害拠点病院」という。）、帰宅困難者の受入等に関する地方公共団体との協定に規定する一時滞在施設のうち一以上を含む地区
- ロ. 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項および第2項第3号に規定する立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域内に存し、かつ、事業

について都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第7条第1項に規定する低炭素まちづくり計画に記載された地区内にあり、供給先に地方公共団体の本庁舎と、指定公共機関等の施設、災害拠点病院のうち一以上を含む、災害発生時における対応の拠点となるべき地区

※ 供給先に含むべき立地施設の要件（上記）については、原則として供給システム供用開始と同時もしくは開始後速やかに満たすものを対象とします。もし供給システム供用開始後、立地施設の要件となる施設への接続が長期にわたり行われない場合、補助金の返還の対象となる可能性があります。

2. 2 補助対象経費

補助金の交付の対象は、都市機能が集積しエネルギーを高密度で消費する拠点地区において、災害時の業務継続の確保に資するエネルギーの面的ネットワークの整備に必要な以下の施設の整備等に関する経費の内、国土交通省が認める費用とします。

①設計費

インフラ施設の実施設計費

②整備費

業務継続地区に必要な施設の整備（エネルギー供給施設、ネットワーク、マネジメントシステム及び関連施設の整備等）に要する経費

（対象施設例：コーポレート・オペレーション等のプラント施設、蓄熱施設、蓄電池、熱導管、自営線、電気設備、マネジメント施設、その他の付帯施設）

2. 3 補助率と補助限度額

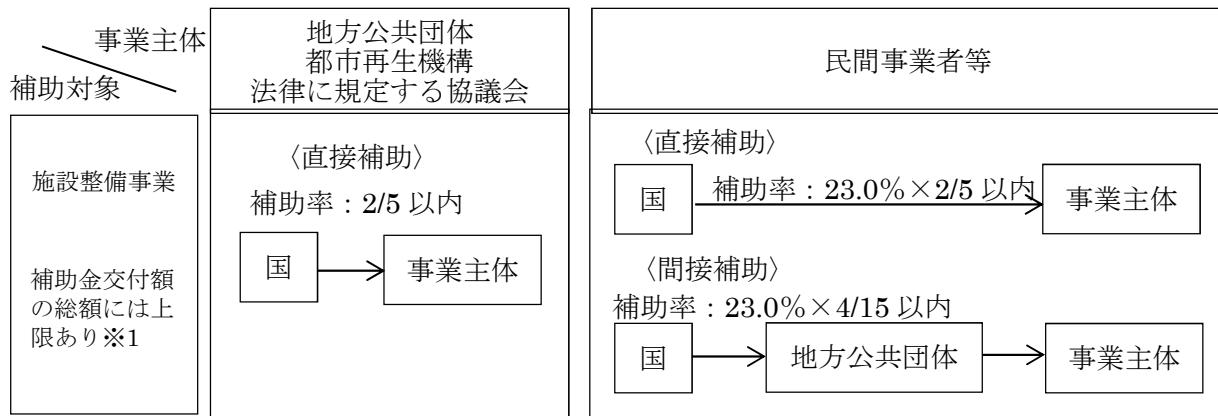
地方公共団体、都市再生機構又は法律に規定する協議会が実施する事業についての補助金の額は、予算の範囲内において、補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費の5分の2以内とします。民間事業者等が実施する事業であって、地方公共団体からの補助を受けないものについては、事業の実施に要する経費の23.0%の5分の2以内とし、地方公共団体からの補助を受けるものにあっては、補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費の23.0%について、当該地方公共団体が民間事業者等へ補助する経費の5分の2内で、かつ当該事業の実施に要する経費の15分の4以内とします。

なお、補助金の交付額の総額は事業計画あたり20億円を上限とします。

以上を図式化すると、以下のようになります。

※ 補助額については、平成29年度以降の予算によって、認定された施設整

備事業計画に記載された補助金額が交付できない場合がありますので留意して下さい。



※1 施設整備事業支援 1 事業あたりの国費の上限は、20 億円

2. 4 施設整備事業計画の策定

施設整備事業計画には、事業の実施に関する次の事項を定めるものとします。【施設整備事業計画（別添1 様式2）記入要領を参照】

2. 4. 1 業務継続地区の整備方針

- ① 業務継続地区の整備方針（地区の特徴、業務継続地区整備の背景、業務継続地区の整備の考え方、業務継続地区の整備に向けたエネルギー供給の考え方、エネルギー供給以外の業務継続に向けた取組等）

2. 4. 2 エネルギー供給施設の整備・管理に関する計画の概要

- ① エネルギー供給対象区域とその面積
(エネルギー供給対象区域図に、2. 1における、イ. ロ. のいずれかを満たすことを明示)
- イ. を満たす予定の場合
1. 地域要件
 - a. ~b. の地域のうち該当するものを少なくとも一つ明示
 - a. 都市再生緊急整備地域
 - b. 1日あたりの乗降客数が100万人以上の主要駅周辺(駅から半径1kmの範囲内)にある地区
 2. 立地施設要件
下記のa. ~c. の施設のうち、災害時の業務継続に必要なエネルギー供給を確保するものを少なくとも一つ明示
 - a. 指定地方機関等の施設
 - b. 災害拠点病院
 - c. 一時滞在施設
- ロ. を満たす予定の場合
1. 地域要件
該当するa. ~b. の全ての地域を明示
 - a. 立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域
 - b. 事業について低炭素まちづくり計画に記載された地区
 2. 立地施設要件
災害時の業務継続に必要なエネルギー供給を確保する地方公共団体の本庁舎、及び、
下記のa. ~b. の施設のうち、災害時の業務継続に必要なエネルギー供給を確保するものを少なくとも一つ明示
 - a. 指定地方機関等の施設
 - b. 災害拠点病院
- ② エネルギー供給事業者等 (エネルギー供給事業(予定)者、その他関係者を記入)
- ③ エネルギー供給事業の実施体制 (エネルギー供給事業(予定)者、その他関係者の関係の図示)
- ④ エネルギー供給システムの概要 (エネルギー供給システム系統図、エネルギー供給施設の名称等、供給対象建築物の名称・規模等)

- ⑤ エネルギ一面的利用の概要（エネルギー供給システム系統図（④を系統として図示））
- ⑥ 災害時の事業地区全体の業務継続に必要なエネルギー供給の確保を含むエネルギーの供給方針
- ⑦ エネルギー供給対象区域におけるエネルギー供給施設・大規模建築物位置図及び市街化開発予定区域図等（①のエネルギー供給対象区域図に、エネルギー供給施設、概ねの熱導管及び自営電力線等のルート、熱導管及び自営電力線等の敷設標準断面、エネルギー供給対象建築物、既設大規模建築物及び市街地開発予定地区、指定公共機関等の施設・災害拠点病院・一時滞在施設及び地方公共団体の本庁舎の位置を図示）
- ⑧ エネルギーの面的利用による災害時の事業地区全体の業務継続に必要なエネルギー供給の確保の計画（提案システム導入時における災害時の事業地区全体の業務継続に必要なエネルギー供給の確保の状況、指定公共機関等の施設、災害拠点病院、一時滞在施設及び地方公共団体の本庁舎の災害時の業務継続に必要なエネルギー需要量に対する、自立・分散型エネルギーによる供給可能量の割合）
- ⑨ 提案システムの導入による、災害時の事業地区全体の業務継続に必要なエネルギー供給の確保以外に期待される効果
- ⑩ エネルギー供給開始の予定期期、施設整備にかかる事業の期間（設計・各施設整備・供給対象建築物の整備予定年次）
- ⑪ エネルギー供給対象区域において市街地開発を予定している事業者、及び敷地面積が概ね 10,000m²以上の既設建築物の所有者とのエネルギー供給に関する調整状況
- ⑫ エネルギ一面的利用のための需給調整組織の設置状況その他地域連携の内容
- ⑬ エネルギー供給を実施する上で必要となる施設整備の概要（施設区分別の内容・容量等）と施設整備を行う者（施設区分別の施設整備予定者）
- ⑭ 施設整備の概算事業費と本事業（施設整備事業支援）の対象とする施設整備
- ⑮ エネルギー供給事業の資金計画（施設区分別の自己資金・補助金及び他事業資金の別）
- ⑯ 投資回収の目安
- ⑰ その他必要な事項（特記すべき事項があれば記入）

2. 4. 3 エネルギー供給施設の整備・管理を担保するための措置

- ⑯ エネルギー供給施設の都市再生安全確保計画への位置付け、及びエネルギー供給施設の整備・管理を担保するための措置等の検討状況

2. 5 施設整備事業計画の認定

施設整備事業支援（補助）を受けようとする者は、国土交通大臣に施設整備事業計画を提出（募集に対する応募（申請））し、認定を受ける必要があります。

＜提出方法＞

- ・事業計画策定者は応募受付期間内に、策定した施設整備事業計画を国土交通大臣に提出する必要があります。
- ・提出の手続きの流れは、別添2の災害時業務継続地区整備緊急促進事業実施フローを参照下さい。

＜認定基準等＞

・認定方法

施設整備事業計画の認定は、募集期間中に応募があった事業計画の中から、学識経験者等で構成する災害時業務継続地区整備緊急促進事業評価委員会での評価等を踏まえ、国土交通大臣が行います。

・認定基準等

施設整備事業計画の認定にあたっては、以下の観点から審査を行います。

・要件への適合（施設整備事業計画の認定要件）

- ① 業務継続地区の整備方針が適切
- ② 地区要件および立地施設要件について、2. 1における、イ、ロ、のいずれかを満たす地域での実施
- ③ エネルギー供給区域内の主要な需要家（市街地開発事業予定者、敷地面積約1万m²以上の既設建築物所有者）へのエネルギー供給の希望意向の確認
- ④ エネルギー供給開始予定期が適切

- ④ エネルギー供給施設の都市再生安全確保計画の合意形成が確実と見込まれること、エネルギー供給施設の整備・管理が担保されることが見込まれること
- ⑤ 供給区域でのエネルギーの面的利用による災害時の事業地区全体の業務継続に必要なエネルギー供給の確保の確認※
 - ※ 災害時の事業地区全体の業務継続に必要なエネルギー供給の確保については、災害時に系統電力の供給が停止した場合でも、自立・分散型エネルギーにより地区内の業務継続に必要な最低限のエネルギー供給を図ることが可能であることが必要。
- ⑥ エネルギ一面的利用の計画と関連する個別施設整備の概算事業費が妥当
- ⑦ 事業全体の実施体制が実績ある企業の参加等により適切
参加企業、役割分担、協議会等の組織形成等
- ⑧ 事業全体の資金計画が途中の資金繰り等も含め妥当
- ⑨ 熱導管、自営電力線及び付帯施設等が既存占有空間の活用等により公共空間へ整備され、エネルギー供給希望意向者への供給が可能または将来的に可能（民間事業者等による事業の場合）

なお、上記⑤～⑨の要件に該当するか否かの判断に際しては、学識経験者の意見を聴くこととしています。また、要件への該当の判断に際し、施設整備事業の実施前で、事業計画の詳細検討が進んだ段階で、学識経験者の意見を聴き、再度確認を行うことを前提として、認定を行うことができるとしています。再確認の結果、要件に該当しないことが明らかになった場合は、施設整備事業支援の実施に要する経費に対する国の補助を行わないものとしますのでご注意ください。

・ その他の留意事項

前述の各要件に関連して、またそれ以外の観点からも、以下の点に留意頂く必要があると考えており、各項目の記載内容については事業認定の際にこれを考慮することとします。

- ① まちづくりにおいてエネルギー一面的ネットワークの活用を進めるまでの計画の特徴（例えば、優れた全体構想を推進する事業としての位置づけがあること）
- ② 指定公共機関等の施設、災害拠点病院、一時滞在施設及び地方公共団体の本庁舎の災害時の業務継続に必要なエネルギー需要量に対する、自立・分散型エネルギーによる供給可能量の割合

- ③ エネルギ一面的利用のための需給調整組織の設置状況その他地域連携
 - ④ 提案システムが災害時だけでなく、平常時においてもエネルギー一面的ネットワークによる省CO₂・省エネルギーが図られていること
 - ⑤ 提案システムの導入による災害時の事業地区全体の業務継続に必要なエネルギー供給の確保以外に期待される効果（まちづくり等の観点からの効果）
 - ⑥ 災害時の業務継続に必要なエネルギー供給を確保する施設の内、一時滞在施設の規模感（災害時に周辺地域において想定される帰宅困難者の内、当該施設において受け入れができる割合等）
 - ⑦ 指定公共機関等の施設、災害拠点病院、一時滞在施設及び地方公共団体の本庁舎の災害時の業務継続に必要な電気や熱を、複数街区にまたがつて供給することによりエネルギー一面的ネットワークを構築する事業
- なお、上記①～⑦については、その提案の内容が分かる資料を提出することとし、またその内容について、学識経験者の意見を聞くこととします。

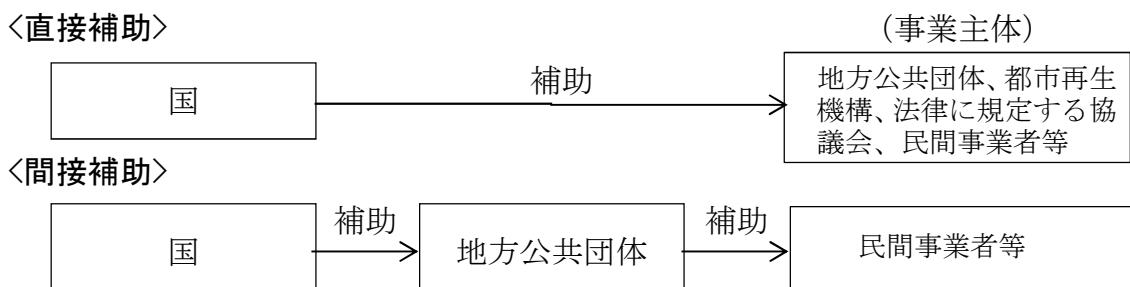
2. 6 補助スキーム

国は予算の範囲内で、国土交通大臣が認定した施設整備事業計画に位置付けられる施設整備事業に要する経費の一部を、事業主体に対して補助します。

（直接補助）

また、地方公共団体が民間事業者等に対して、施設整備事業支援に要する経費を補助する場合は、国は予算の範囲内で、当該地方公共団体にその経費の一部を補助します。（間接補助）

なお、審査対象とする事業計画は単年度のもの、複数年度にまたがるもののはずれでも可とします。複数年度にまたがる事業計画が認定された場合、それ以降の各年度での審査は不要となります。交付申請は各年度で行うことが必要です。詳細は本要領「II. 応募（申請）、評価・審査、認定について」を参考照願います。



II. 応募(申請)、評価・審査、認定について

1. 応募(申請)について

以下のとおり、施設整備事業計画を募集いたします。

<提出書類>

1. 施設整備事業計画認定申請書（別添1 様式1）
2. 施設整備事業計画（別添1 様式2）
3. 同添付資料、その他資料

添付資料、その他資料は下記の通りです。提出方法は応募書類の提出方法に準じますが、容量が大きく困難な場合などは、お問い合わせください。なお、添付資料については各項目につき最大A3用紙1枚程度とします。また、必要に応じて下記添付資料及びその他資料の追加提出を求める場合があります。

1) 添付資料一覧

- ① 都市再生特別措置法第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域又は都市再生特別措置法第81条第1項および第2項第三号に規定する立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域および都市の低炭素化の促進に関する法律第7条第1項に規定する低炭素まちづくり計画の区域を示す図面
- ② 系統図の詳細に関する、システムの構成部材等が確認できる設計図書等
- ③ 計画の特徴が確認出来る資料（全体構想図や熱導管及び自営線の敷設図、その他特長の確認出来る資料や図面）
- ④ エネルギーの面的利用による災害時の事業地区全体の業務継続に必要なエネルギー供給の確保の状況の算出根拠
- ⑤ 指定公共機関等の施設、災害拠点病院、一時滞在施設及び地方公共団体の本庁舎の災害時の業務継続に必要なエネルギー需要量に対する、自立・分散型エネルギーによる供給可能量の割合の算出根拠
- ⑥ 災害時の事業地区全体の業務継続に必要なエネルギー供給以外に期待される効果（平常時においてもエネルギー面的ネットワークによる省CO₂・省エネルギーが図られていること、まちづくりの観点か

らの効果等) の内容が分かる資料

- ⑦ エネルギー供給のために必要な施設整備の概算事業費の算出根拠
- ⑧ 本事業とその他事業対象の区分が分かる設計図書、積算書
- ⑨ 資金計画の積算根拠
- ⑩ エネルギー供給事業の資金計画についての年次内訳書
- ⑪ エネルギー供給事業の投資回収の目安についての算出根拠

2) その他資料一覧 (適宜提出)

- ・ 策定者が都道府県の場合、事業区域の所在市町村の意見書（別添 1 様式 3）の写し
- ・ 地区計画、建築協定等が活用済みの場合、その内容、対象区域等が分かる資料
- ・ エネルギ一面的利用のための需給調整組織の設置状況その他地域連携の内容が分かる資料

<平成 28 年度第 2 回応募受付期間>

応募受付期間： 平成 29 年 1 月 20 日（金）
～平成 29 年 2 月 10 日（金） 18:00（必着）

<応募書類の提出先>

国土交通省 都市局 市街地整備課 坂田、山下

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 合同庁舎 3 号館 6F

連絡先 Tel. 03-5253-8111（内線 32738） Fax. 03-5253-1591

E メール：sakata-y2m4@mlit.go.jp

yamashita-s2dk@mlit.go.jp

<応募書類の提出方法>

- ・ 提出先へ持参又は郵送（書留郵便に限る）の場合は 2 部、電子メールの場合は 1 部（電子メールの場合には提出先に着信を確認すること。）。
- ・ 持参の場合：平成 29 年 1 月 20 日から平成 29 年 2 月 10 日まで午前 9 時 30 分から午後 0 時まで及び午後 1 時から午後 6 時 15 分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとします。
「Just System 一太郎 Government 7」「Microsoft Word 2013」
「Microsoft Excel 2013」「Microsoft Power Point 2013」「Adobe Reader
11.0」
以前の形式に限る。

＜問い合わせ先＞

前記応募書類の提出先とします。

2. 応募された事業計画の評価・審査

募集期間中に応募のあった事業計画については、学識経験者等で構成する災害時業務継続地区整備緊急促進事業評価委員会にて評価・審査します。(評価・審査の観点は、I. 2. 5 施設整備事業計画の認定を参照)

なお、評価・審査の過程で、内容等に不明確な部分がある場合等、必要に応じ、追加の資料請求やヒアリング等を行う場合があります。追加資料を請求したときに、その請求の際に指定した期日まで提出がない場合には、不十分な情報に基づいて評価せざる得なくなりますので注意して下さい。

3. 施設整備事業計画の認定

災害時業務継続地区整備緊急促進事業評価委員会の審査・評価結果を踏まえ、国土交通大臣が認定し、認定施設整備事業計画の策定主体に対し、書面により通知いたします。併せて、認定事業計画に位置づけられた補助対象事業の内容を踏まえ、毎年度、予算額（当年度執行可能額）を各事業主体に通知します。

4. 複数年度にまたがる事業の取り扱いについて

- 複数年度にまたがる事業の取扱いは、次の通りとなります。
- ・あらかじめ各年度の計画を提出していただきます。
 - ・次年度以降については、学識経験者の意見等を踏まえた認定を受ける必要

はありません。また、工事等を継続することは可能ですが、初年度の交付決定時のスケジュールに沿って、毎年度交付申請を行う必要があります。

- ・各年度計画の補助対象部分の出来高に応じて、各年度に補助が行われます。但し、次年度以降の工事分については、次年度以降の予算の状況によるため、確定することはできませんが、予算の範囲内で優先的に補助金を交付することになります。
- ・従って、採択をもって次年度以降の補助金交付を約束するものではないことにご留意ください。
- ・年度計画を途中で変更する場合（補助対象施設の変更を含む）は、速やかに協議を行っていただく必要があります。

III. 補助金の交付等

認定結果の通知時に、交付申請手続き等について、お知らせします。

補助金の交付申請受付窓口は、各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局（以下、各地方整備局等）です。補助金の交付申請等にあたっては、本募集要領に記載されている内容を遵守して頂きます。

1. 補助金の交付申請

- ・交付決定前に事業着手している事業は、補助対象外となります。
- ・平成29年度に継続して補助事業を行う場合、再度、平成29年度に交付申請手続きを行う必要があります。
- ・消費税及び地方消費税（「消費税等」といいます。）は外税方式とし、消費税等を含めた費用を補助対象とします。ただし、補助金に係る消費税等の仕入税額控除の申告を予定している場合は、消費税等は補助対象となりませんので、交付申請時に当該控除に係る額を除いて交付申請して下さい。
また、交付決定後、完了実績報告時までに消費税の仕入控除の申告をすることとした場合には、当該控除に係る額を除いて完了実績報告を行って下さい。消費税仕入控除を行うにもかかわらず、これに係る消費税分を除外せずに補助金を受領した場合には補助金の返還が生じますので注意して下さい。

2. 交付決定（交付決定変更も含む）

交付申請された内容について、次の事項等について審査したうえで交付決定（変更）されます。

- ・交付申請の内容が交付要綱及び募集要領等の要件を満たしていること。
- ・交付申請の内容が、認定された内容に適合していること。
- ・補助対象費用が、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。）の対象費用を含まないこと。

3. 補助事業の計画変更について

補助事業者は、やむ得ない事情により、次の①又は②を行おうとする場合には、あらかじめ承認を得る必要があります。

- ①補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合
- ②補助事業を中止し、又は廃止する場合

また、やむ得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告し、その指示に従っていただきます。

このような手続きを行わず、導入を予定していた設備等が取りやめになる場合など計画内容に変更があり、認定された事業と異なると判断されたものについては、補助の対象となりませんので、ご注意願います。また、既に補助金を受領していた場合には、補助金の返還を求めることがありますのでご留意願います。

4. 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書を各地方整備局等に提出して下さい。

各地方整備局等は、実績報告書を受理した後、交付申請に沿って補助事業が実施されたか書類の審査を行うとともに、必要に応じ現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払い手続きを行います。

5. 補助金の経理

補助事業者は、補助事業に係る収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明確にしておく必要があります。

特に支出額については、支出内容を証する書類（契約書、支払領收書等）を整備し、収支簿とともに、補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければなりません。

6. 事務フロー図

補助金交付等にあたっての主な手続きの流れについては、別添2「災害時業務継続地区整備緊急促進事業実施フロー」を参照ください。直接補助、間接補助の場合毎に、フローを示しています。

7. 事業中及び事業完了後の留意点

7-1 取得財産の管理等

補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

補助事業者は、設計費・建設工事費にかかるものを除き、取得価格及び効用の増加した価格が単価50万円以上のものについては、承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。ただし、承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を納付させることができます。

7-2 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等

万一、交付要綱に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ① 適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- ② 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③ 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。

7-3 普及・啓発、アンケート・ヒアリングへの協力

補助事業者は、シンポジウムの参画等普及啓発に協力していただくことがあります。また、補助期間終了後、本事業に関する調査・評価のために、事後のアンケートやヒアリングに協力していただくことがあります。

7-4 情報提供

補助事業者は、自社のホームページ等を活用し、情報提供につとめることと

します。

また、ホームページに情報を掲載することが困難な事業者については、別途報告等を求めることがあります。

7－5 情報の取り扱い等

認定された事業計画については、自立・分散型エネルギー面的利用の推進について広く一般に紹介するため、シンポジウム、パンフレット、ホームページ等において提案内容、報告された内容に関する情報を使用することができます。

この場合、応募書類に記載された内容等について、当該提案者等事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

8. その他

補助金交付等に関しては、以下の定めるところによる必要があります。

- 一 補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- 二 補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号）
- 四 その他関連通知等に定めるもの